

今後の新地方公会計の推進に関する研究会(第25回)における議論 (未定稿)

部会における現在までの検討項目の整理の方向性については、研究会では、大きな異論はなく概ね了解された。なお、部会において議論の分かれていた主な項目等については、以下のとおりである。

基準作業部会に係る意見等

1. 有形固定資産の評価基準

- ・取得原価のメリットは、実際の取引に基づいているため、信頼性がある、コストをかけずに情報がとれるといったことにあるが、推計取得原価には、そのメリットはないため、負担をかけて算出する必要はないのではないか。また、備忘価額1円については対象を限定した議論と考えられるため、具体的に議論を詰めていけばよいのではないかと。
- ・開始時に取得原価が不明な場合は合理的な算出方法等とあり、様々な考え方があるが、推計取得原価も選択できたほうがよいのではないかと。推計取得原価の推計方法として、償却資産であれば、例えば道路舗装は直近の整備単価が把握可能で、建設工事デフレーターは古いものもあるため、それほど負担なく推計できるのではないかと。また、道路等の土地については、各都道府県で基準地価額が昭和50年度からあり、それほど負担なく推計できるのではないかと。
- ・開始時に取得原価が不明な資産に係る資産計上額の推計方法については、借方だけでなく貸方の議論もあり、純資産にどのような勘定科目を掲記するのかという議論も必要ではないかと。また、借方・貸方に大きな金額を計上した場合、その貸借対照表で住民に何を伝えるのかということも議論する必要があるのではないかと。住民が知りたいことは、納めた税金の使い道と考えているが、原始取得が多い道路等の底地については、備忘価額1円がよいのではないかと。
- ・開始後は精緻にすることには異論はないと考えられるが、過去の取扱いは様々な考え方がある中で、今あるものをどう使うかという観点が必要ではないかと。備忘価額1円とすると、現在ある財務書類を変更することになるため、過去に関しては、総務省方式改訂モデルのような推計取得原価を認める方向でよいのではないかと。
- ・既存の財務書類を開始残高に使用するということであるが、固定資産台帳整

備の議論があるのではないか。

- ・開始時において取得原価がわかるものは取得原価、不明なものは再調達原価（道路等の底地は備忘価額1円）というのは、実務的にはよいのではないか。また、道路等の底地以外を再調達原価とすると、資産が膨らむという意見があるが、フレッシュスタートの観点、現行制度の補完という位置付けの中で開始時点において時価的な情報を捉えることにも意義があるという観点から、再調達原価の考え方もあるのではないか。
- ・地方公営企業の法適用化の議論がある中で連結も見据えた場合、それぞれ整備手法が異なる固定資産台帳を整備して連結するという事も考えられる。しかしながら、これまでの新地方公会計モデルにおける取組や法適用化における固定資産台帳整備の取組との整合性も踏まえると、本表は過去の支出額ベースとし、固定資産台帳に再調達原価等を記載するといった考え方があるのではないか。
- ・減価償却を計算することにより、アセットマネジメントにも警鐘を鳴らすことができること、資産・債務改革の観点からは売却可能資産が中心になることを踏まえると、道路等の底地は備忘価額1円、それ以外の資産は取得原価又は相当の見積額でよいのではないか。

2. 取替法

- ・消耗実績の精緻な管理等が前提であり、対象団体はほとんどないと考えられるが、統一的な取扱いとする観点からの議論が必要ではないか。
- ・道路については、耐用年数がそもそもわからないということが問題としてあり、理論的には打ち替えた時が道路の耐用年数で、打替費用が償却費と考えることができるのではないか。実務的には個々に減価償却を実施するのは煩雑であり、総合償却のような簡便法が認められているが、取替法も地方団体の実務者にとっては使いやすいのではないか。また、適正な管理が前提となっているが、全ての地方団体にとって必要なことではないか。
- ・同一資産を平均的に管理していく場合の取扱いであるが、地方団体は、今後アセットマネジメントの時代に直面すると考えている。膨大な取替費が発生し、行政コスト計算書に大きな金額が計上されるおそれがあるが、そのような計算書が住民にとって利用に値するものとなるのかを踏まえると、道路に関する維持補修費も確保されていない中、理論的には厳しいのではないか。

3. 資産・負債の分類（流動・固定又は金融・非金融等）

- ・国民経済計算（SNA）との整合性とあるが、発生主義に基づいて積み上げたデータを、SNAと財務諸表の開示の両者に使えるようにするために整合

性を確保するものと考えている。SNAが金融・非金融の分類だから合わせるという議論はあまり有益ではないのではないかと。

- ・ SNAの場合は公的部門のみならず民間部門もなければならないが、企業会計でも採用していないSNAを意識した勘定科目体系を、地方公会計で採用する議論は、あまりにも進みすぎた議論ではないか。
- ・ 事務局から様々な観点から説明があったが、部分的にはできているが、全体的に見ると痛み分け（折衷）になっているというのが一番よくないことと考えている。それぞれの物差し（考え方）が整合的なのか整理する必要があり、論点を煮詰めないと判断が難しいのではないかと。
- ・ 家計・企業・政府すべてが複式簿記の積み上げでSNAに連動するという壮大な考え方があるが、そこまで議論が成熟されていない中で、まずは地方公会計の考え方をどうするかという議論ではないか。
- ・ 企業会計の場合は、保有している流動資産が最終的には資金となるため、これを流動負債と比較することに意義はあるが、地方公会計ではその意義はあまりないのではないかと。また、金融負債から金融資産を引いた純金融負債（資産）を標準財政規模のような指標と比較して有用であるならば、金融資産・非金融資産という分類にも意義があると考えており、この点に関して部会で議論したほうがよいのではないかと。
- ・ 現行制度の中で分析可能なものもあり、地方団体に金融資産がどれ程あるかということによるのではないかと。
- ・ 地方団体の場合、金融資産に関しては大幅な負債超過になっていると考えられるため、あまり金融資産にとらわれる必要はないのではないかと。
- ・ 地方債残高以上に基金残高を保有している地方団体もあり、金融資産超過となっている地方団体もあるのではないかと。

4. その他

- ・ 「財務書類の構成要素」の財源の名称について、一般的に使用されている意味とニュアンスが相違するため、よりよい名称を考えたほうがよいのではないかと。
- ・ 「財務書類の作成単位」について、財務書類に係る一般会計等と、一覧性のある資料として公表されている決算統計に係る普通会計の関係を示すことは重要と理解しており、その差異を注記等したほうがよいのではないかと。
- ・ 「インフラ資産の区分」について、国際公会計基準（IPSAS）では、インフラ資産の説明はしているが、定義まではしていないことに留意すべきある。

台帳作業部会に係る意見等

- ・「固定資産台帳の記載項目(案)」の「取得財源内訳」について、増加と減少の財源内訳にしておかないと、除却等をした場合に財源消去ができないため、減少する場合の財源も記載すべきではないか。また、「減価償却累計額」の財源も区分掲記すべきではないか。貸方(財源)の議論を十分にしていないことが、地方公会計と企業会計の違いを識別できていない原因となっているため、財源の議論は台帳の整備の際にも重要ではないか。
- ・インフラ長寿命化基本計画については、国全体で基本計画を作成し、地方団体等で行動計画を作成し、さらに個別の施設計画を作成するという中で、様々な観点を考慮した上で対策費用の概算を整理するというイメージになっているが、固定資産台帳において、同様な情報を網羅的に整備することは重要と考えており、これをどう考えるかについても議論してもよいのではないか。
- ・「固定資産台帳の記載項目(案)」について、減価償却は原則として翌年度からとしているが、当月又は翌月からでも可能としているため、減価償却のスタート日を追記したほうがよいのではないか。

その他

- ・本研究会は、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論も踏まえた全体的なロードマップを示すことで役割を果たしたことになると考えているが、地方公営企業の法適用化は、法律規定であることを踏まえたタイムスケジュールを考慮する必要があるのではないか。部会での作業は、上記の状況の中で、どこまでのことを求めることができるかという議論に引っ張られることになるのではないか。